

令和8年度 保育施設等入所案内



令和8年4月入所申請について

受付期間	一次	令和7年10月15日（水）	～	11月5日（水）午後5時必着
	二次	令和8年2月2日（月）	～	2月16日（月）午後5時必着

年度途中の入所申請

※募集人数は、入所希望月の前月1日頃に市HPにて公表いたします。

入所希望月	申請受付期間
令和8年5月	4/1(水)～4/10(金)
6月	4/13(月)～5/8(金)
7月	5/11(月)～6/10(水)
8月	6/11(木)～7/10(金)
9月	7/13(月)～8/10(月)
10月	8/12(水)～9/10(木)
11月	9/11(金)～10/9(金)
12月	10/13(火)～11/10(火)
令和9年1月	11/11(水)～12/10(木)
2月	12/11(金)～1/7(木)
3月	1/8(金)～2/10(水)

クラス年齢 早見表	
クラス年齢	生年月日
0歳	令和7年4月2日～令和9年1月3日 ※令和8年4月2日～令和9年4月1日 生まれは令和9年度も0歳クラス
1歳	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日

※掲載内容は令和7年10月1日時点です。発行後の状況で取扱いに変更が生じる場合がありますのでご注意ください。
入園後の案内も記載しているため、大切に保管してください。

発行・問合せ先 子ども家庭部保育課保育係
 (住所) 〒184-8504 小金井市本町6-6-3
 (電話) 042-387-9846 (直通)
 (E-Mail) s050799@koganei-shi.jp
 (受付) 平日 午前8時30分から午後5時まで

小金井市公式LINE



小金井市保育課公式X



目次

入所申請について

1 保育施設・事業の種類	P1
2 申請から入所までの流れ（認可保育施設・事業の場合）	P3
3 認定の種類と区分について	P5
4 申請時の注意事項 ※必ずお読みください	P7
5 令和8年4月入所（転園）申請の流れ	P11
6 年度途中の入所（転園）申請について	P14
7 申請書類	P15
8 きょうだい申請（2人以上）	P17
9 小金井市外にお住まいの方が、小金井市内の認可保育施設（事業）の利用を希望する場合	P19
10 小金井市内にお住まいの方が、小金井市外の認可保育施設等の利用を希望する場合	P20
11 利用調整について	P21
12 利用保留（入所待機）となった場合	P25
【参考】令和7年4月入所（一次募集）入所申請にかかる申請・決定状況について	P27

入所後について

13 入所後について	P29
14 保育料（利用者負担額）	P31
15 その他の費用	P31

よくある質問

P33

認可外保育施設等を利用する方への給付（施設等利用給付）について

P37

その他

P39

保育施設（事業）紹介

P41～75

申請書類

申請書類	P76～104
申請書類記入例	P105～110

小金井市内の保育施設（事業）マップ

P111～112

◆窓口や電話にて口頭で確認された内容と、本書に記載された事項に齟齬があった場合、本書の記載内容が優先されます。



入所申請について

1 保育施設・事業の種類

保護者が就労や病気等の理由により子どもの保育を必要とする場合に、子どもを保護者に代わって保育します。

保育施設・事業の種類		概要	クラス 年齢	
認可保育施設・事業	保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、都道府県が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設です。 市区町村が運営する公立保育園と、社会福祉法人や株式会社などが運営する民間保育園があります。	0～5	
	認定こども園 (保育部分)	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能をあわせ持ち、東京都の認定基準を満たすことで認定を受けた施設です。		
	特定地域型保育事業	小規模 保育事業	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。 定員6～19人の比較的小規模な環境で、保育を行う事業です。	0～2
		家庭的 保育事業	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。 定員を5人以下に設定して、家庭的な雰囲気のもとで保育を行う事業です。	

※認定こども園（教育部分）・幼稚園については、施設へ直接お問合せください。

認可外保育施設等については、P72～74をご参照ください。

補助金等については、P37、38をご参照ください。

◆よい保育施設の選び方（東京都版）

右記の二次元コードを読み取ってください。





保育時間	保育料	入所申請先
<p>標準時間・短時間 ※P5、6をご参照ください。</p>	<p>市の基準による ※P31～32を ご参照ください。</p>	<p>小金井市 保育課</p>
<p>短時間のみ ※P5、6をご参照ください。</p>		



◆みんなであそぼうほいくえん

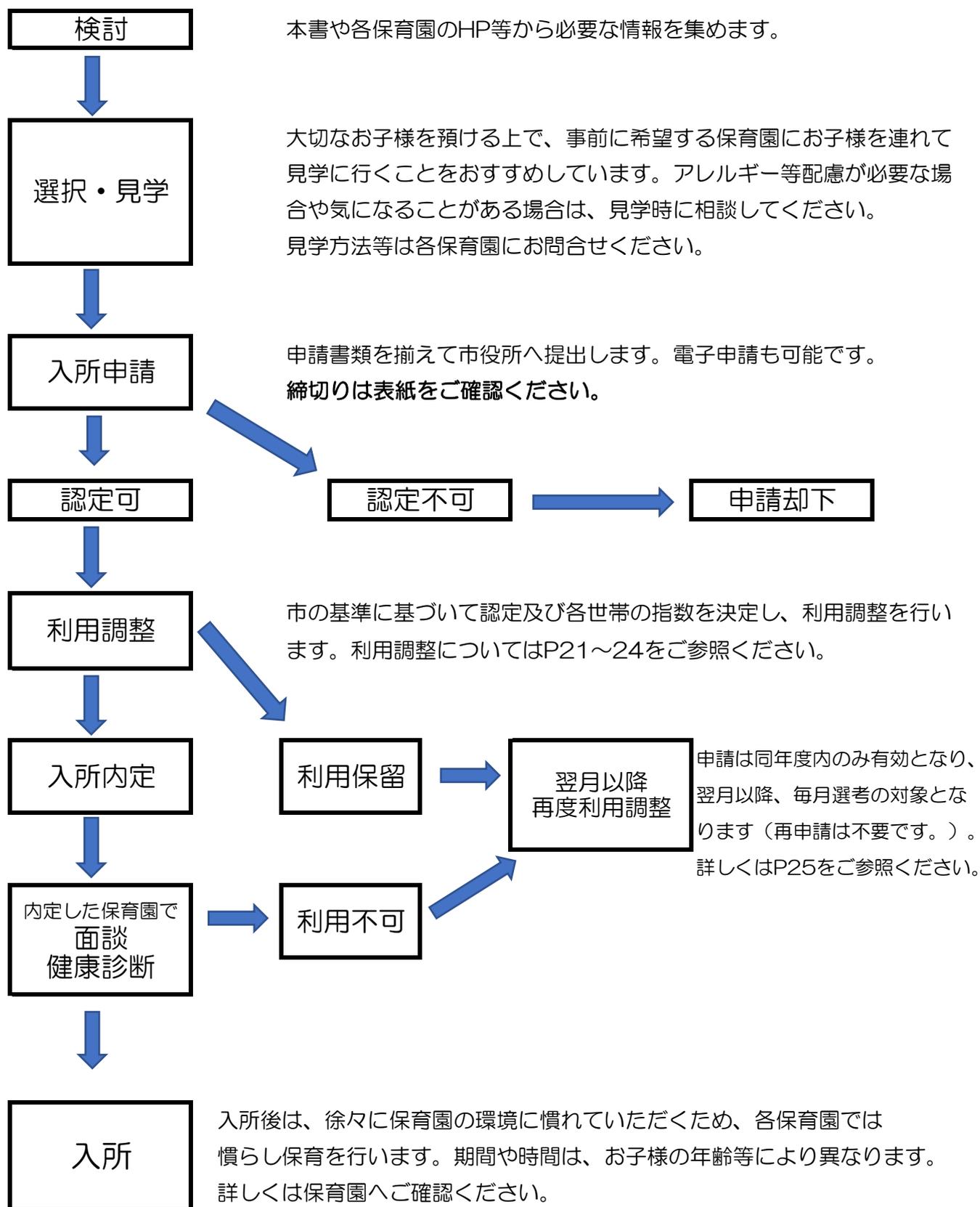
保育園では、子どもと一緒に参加できる催しを定期的に行っておりますので、ぜひご参加ください。

詳しくは、右記の二次元コードを読み取ってください。



2 申請から入所までの流れ (認可保育施設・事業の場合)

※認可外保育施設等については、直接施設等へお問合せください。



●保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

○食物アレルギーや制限される食物があるお子様について

アレルギーや宗教上の理由等により、制限される食物がある場合は、申請前に入所を希望するお子様と一緒に希望保育園へ見学・相談をし、対応の可否の確認をお願いしております。

○疾病（病歴）・障がい等の事由により特別な配慮が必要なお子様について

疾病（病歴）・障がい等の事由により特別な配慮が必要なお子様の受け入れは、各保育園の職員体制や在園児の状況により異なります。

安全に保育園をご利用いただくため、申請前に入所を希望するお子様と一緒に希望保育園へ見学・相談をし、対応の可否の確認をお願いしております。

●特別支援保育枠（障がい児保育枠）について

○配慮が必要で集団保育が可能なお子様の申請のみを受け付ける「特別支援保育枠」を設けています。

○市立保育園の「特別支援保育枠」は3歳クラス以上、私立保育園の「特別支援保育枠」は各保育園により異なります。

※「特別支援保育枠」のない保育園もあります。

○「特別支援保育枠」での申請を希望する場合、事前に保育課へご相談ください。

※集団保育を前提としているため、必ずしも1対1で保育するものではありません。

※主治医が集団保育が可能と判断した場合であっても、集団保育を行う上での安全確保が困難であると判断された場合には、入所できないことがあります。

3 認定の種類と区分について

(1) 教育・保育給付認定

認可保育施設・事業を利用するためには、認定を受ける必要があります。

認定区分		対象
1号認定 満3歳以上の就学前子どもで、新制度移行幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合 ※利用申請は各施設へ直接行ってください。	教育標準時間	幼稚園 (新制度移行園) 認定こども園 (教育部分)
2号認定 (満3歳以上) 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間	認可保育所 認定こども園 (保育部分)
3号認定 (満3歳未満) 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育短時間	小規模保育事業 家庭的保育事業

※家庭的保育事業は保育短時間のみの認定です。

ポイント

保育標準時間と保育短時間のイメージ

保育標準時間

保育施設（事業者）の開所時間		
	施設の定める11時間	
延長料金	無料で利用可能	延長料金

保育短時間

保育施設（事業者）の開所時間		
	施設の定める8時間	
延長料金	無料で利用可能	延長料金

※家庭的保育事業は保育短時間のみでの利用となります。

※各保育園の開所時間は、P42、43をご参照ください。

(2) 保育を必要とする事由

2号・3号認定を受けるためには、保護者全員が下記のいずれかに該当している必要があります。

要件	保育標準時間	保育短時間	認定可能期間
就労（月48時間以上）	月120時間以上	月48時間以上 120時間未満	状況による
求職活動（起業準備を含む）	○		最長3か月程度
妊娠・出産			最長5か月 （出産月と出産月 前後2か月）
疾病・障害			
同居又は長期入院等している親族の 介護・看護	状況による		状況による
就学（職業訓練を含む）			
育休取得時に、既に保育を利用している子 どもがいて継続利用が必要であること	○		状況による
虐待やDVのおそれがあること	状況による		状況による
災害復旧			
その他、市が認める場合			

※就労要件で月120時間に満たない場合でも、就労時間（通勤時間含む）が保育短時間での開所時間を越える場合、保育標準時間の認定が受けられます。

※保育園での実際の預かり時間は、認定された保育時間の範囲内で、入園した保育園と保護者との調整によって決まります。

詳細については、各保育園にお問合せください。

ポイント

◎教育・保育給付認定の変更について

認定された後、認定内容に変更がある場合には、変更の届出が必要です。

- ・住所、連絡先が変わった
 - ・保育を必要とする事由が変わった
 - ・世帯員が増減した
 - ・育児休業（産前・産後休業）を取得する
 - ・就労状況が変わった
 - ・育児休業（産前・産後休業）から復職した
 - ・勤務時間を変更した
- など

※必要書類等、詳しくは、市HPをご参照ください。

（右記の二次元コードを読み取ってください。）



※認定の変更と併せて保育時間の変更を希望する場合、原則、届出の翌月から変更が適用されますので、お早めに届出をお願いします。

4 申請時の注意事項

※必ずお読みください。

目次

(1)書類を提出する前に	P7
(2)育児休業(産前・産後休業)中に申請をする方(取得予定を含む)	P7,8
(3)申請の結果、利用保留(入所待機)となった場合、育児休業期間の延長を許容できる方	P9
(4)入所前までに退職・転職する方、就労状況が変更になる方	P9
(5)求職活動認定で申請をする方	P10
(6)在籍している認可保育施設(事業)がある(転園申請をする)方	P10

(1)書類を提出する前に

提出された書類は返却できません。**必ず提出する前にコピーしておいてください。**
電子申請の場合は、PDFファイル等を保存しておいてください。

(2)育児休業(産前・産後休業)中に申請をする方(取得予定を含む)

○基準日時点において育休(産休)中に申請をした方は、下記の①②の条件を満たさない場合、退園となります。

- ①育休・産休を取得している就労先に利用開始日の翌月初日までに復職すること
- ②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること

※基準日は、令和8年4月1日入所申請の場合は令和8年1月1日、年度途中の入所申請の場合は入所希望月の前月の1日です。

○復職とは、育休(産休)取得前と同じ条件(勤務先・就労日数・就労時間等)で復帰して就労することを意味します。復職できなくなった場合や勤務条件が変更となった場合は、入園の取消し又は無効な申請となりますのでご注意ください。

○育児休業の制度や、育児休業給付金については、必ず就労先やハローワーク等にお問合せください。保育課ではお答えできかねます。

ポイント

終了していただく必要のある育児休業には、当該児童以外のものも含まれます。
例えば、下の子の育休中で、上の子のみ保育園の利用を開始する場合は、下の子の育休を終了し復職しなければなりません。

※上の子が在園中に、下の子の育休を取得する場合については、P36をご参照ください。

派遣社員として就労している方①

- 派遣元Aに雇用され、派遣先Bで就労している方が、育休（産休）を取得しているケース（就労日数・就労時間は復帰後も同条件で就労）

		申請時	入園時
①	○	派遣元Aで育休（産休）取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで就労
②	○	派遣元Aで育休（産休）取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Cで就労
③	×	派遣元Aで育休（産休）取得中	派遣元Aに復職せず、派遣元Dに雇用され、派遣先Bで就労

「復職」とは同じ就労先に復帰することです。派遣社員の方の場合は「派遣元」が就労先となります。①、②は派遣元Aに復職しているため、派遣先が復帰前と違う場合でも「復職」に該当します。

③は派遣先は同じですが、派遣元Aに復職せず、新しい派遣元Dに就労しているため、「復職」には該当せず、入園の取消し又は無効な申請となります。

派遣社員として就労している方②

- 派遣元Aに雇用され、派遣先Bで週5日、1日8時間就労しており、育休（産休）を取得しているケース

		申請時	入園時
①	○	派遣元Aで育休（産休）取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日8時間就労
②	○	派遣元Aで育休（産休）取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日9時間就労
③	×	派遣元Aで育休（産休）取得中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週3日、1日4時間就労

「復職」とは同じ就労条件で復帰することであるため、①は「復職」に該当します。

②、③は就労条件を変更していますが、②は復帰前と同等以上の就労時間のため「復職」に該当します。③は復帰前よりも就労日数・時間が少なくなっているため「復職」には該当せず、入園の取消し又は無効な申請となります。

(3) 申請の結果、利用保留（入所待機）となった場合、育児休業期間の延長を許容できる方

「育児休業（産前・産後休業）中の利用申請にかかる確認書」（P87）において、【育児休業延長の許容について】欄の「はい」にチェックをした場合、利用調整において「世帯調整指数－100」を適用します。

ポイント

- 育児休業給付金の給付に影響する可能性があることを理解した上で、申請者の責任において「はい」にチェックをしてください。
- 「はい」にチェックをしていただいても、利用保留（入所待機）を約束するものではありません。（希望保育園に空きがある場合は、内定となります。）
- 「世帯調整指数－100」の適用を年度内で解除するには、「育児休業（産前・産後休業）中の利用申請にかかる確認書」における【育児休業延長の許容について】欄の「いいえ」にチェックをし、各月の締切り日までに再度ご提出ください。

(4) 入所前までに退職・転職する方、就労状況が変更になる方

○入所月の初日より前に退職する方

次の就労先が決まっている場合は、新しい就労先の就労証明書をご提出ください。

（「就労内定」扱いのため、育休の加点はされません。）

次の就労先が決まっていない場合は、「求職活動申告書」をご提出ください。

○入所月の初日より前に転職する方・就労状況が変更になる方

転職（変更）前後の雇用契約内容を確認しますので、申請時点の雇用内容が記載された就労証明書と、転職後（変更後）の雇用内容が記載された就労証明書をそれぞれご提出ください。

なお、育休の加点がされない場合があります。

ポイント

入所月の初日より前に、申請時点の就労先から転職している、就労時間が少なくなっている等、申請時点より指数が下がることが判明した場合、入園の取消し又は無効な申請となる場合がありますのでご注意ください。

(5) 求職活動認定で申請をする方

求職活動の認定で入園が決まった場合、入所月から3か月以内に月48時間以上の就労を開始してください。就労が開始できない場合は、退園となることがあります。

(6) 在籍している認可保育施設(事業)がある(転園申請をする)方

転園が内定した場合は、在籍している認可保育施設(事業)は自動的に退園となりますのでご注意ください。

注意！

申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、申請が無効となります。また、就労状況等の証明内容に虚偽があった場合や改ざんを行った場合は、刑法上の罪に問われる場合があります。

ポイント

入園の取消し又は無効な申請となった事例

- 育児休業中で申請をしたが、利用開始月の翌月1日までに復職することができなかった、又は復職せずに退職してしまった。
- 入所月の1日より前に退職(転職)したため、育休の加点が取消しとなり指数が下がった。
- 申請時点の就労証明書に記載された就労日数や就労時間等に比べ、復職後の就労日数や就労時間等が短くなってしまった。

※上記は例となります。申請時点と状況が変更になる場合は、公平性の観点から、入園の取消し又は無効な申請となる場合がありますのでご注意ください。

5 令和8年4月入所（転園）申請の流れ

(1) 一次募集受付期間

申請受付期間	申請方法
令和7年10月15日(水曜) ~11月5日(水曜) 午後5時まで(保育課必着)	<p><提出方法> 電子申請・郵送</p> <p><電子申請> 右記の二次元コードを読み取ってください。</p> <p><郵送先> 〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号 小金井市子ども家庭部保育課保育係 宛</p> <p>●小金井市役所第二庁舎1階エントランスホールに受付ポストを設置しますので、封筒に入れ封をした状態で、そちらにご提出いただくことも可能です。</p> <p>●保育課にて申請受付後、「受付確認票」を郵送します。必ずご確認ください。</p> 

※募集人数は令和7年10月9日に市報及び市HPにてお知らせいたします。

※募集人数は、年度内入所者・退園者等によって随時変動します。

※上記期間以外での申請は受付いたしませんので、期間内に申請を行ってください。

(2) 変更及び不足書類の提出期限

提出期限	申請方法
令和7年11月21日(金曜) 午後5時まで(保育課必着)	<p><提出方法> 電子申請・郵送</p> <p><電子申請> 右記の二次元コードを読み取ってください。</p> <p>●郵送先は申請時と同様です。 ●受付ポストに提出も可能です。 ●変更、不足書類を提出後、再度の「受付確認票」は送付しておりません。</p> 

※「希望施設変更申請書」の提出もこの期間までとなります。

※電子メールやFAXでの提出は、受付に関してトラブルの原因となるため一切受付いたしません。仮に送信された場合でも、市ではメールの受付や返信は行いません。

(3) 一次募集の結果通知

結果通知日	通知方法
令和8年1月末(予定)	郵送いたします。 ※電話での問合せにはお答えできかねます。

ポイント

一次募集の内定辞退及び繰上げ内定について

やむを得ず内定を辞退される場合は、早急に「保育施設（事業）内定辞退・申請取下届」をご提出ください。

提出は、電子申請も可能です。右記の二次元コードを読み取ってください。



内定を辞退された場合は、「結果通知（利用保留）」の発行はできません。

また、同年度中に再申請した際には指数表（P23、24）の「内定辞退 -10」が適用されますので、ご承知おきください。

令和8年2月3日（火曜）までの内定辞退による空きについては、待機者から繰上げ内定を行います。繰上げ内定の連絡は、電話にて行います。

ただし、保育施設（事業者）によっては、繰上げ内定を行わない場合があります。

ポイント

一次募集で利用保留（入所待機）となった場合

申請は同年度内のみ有効となり、二次募集（二次募集以降は毎月）の選考の対象となります（再申請は不要です。）。

※希望施設を変更したい場合は、「希望施設変更申請書」（P83）をご提出ください（電子申請も可能です。）。

※詳しくは、P25をご参照ください。

(4) 二次募集（一次募集の結果、空きが生じた場合のみ実施）

申請受付期間	申請方法
【予定】 令和8年2月2日(月曜) ～2月16日(月曜) 午後5時まで(保育課必着)	一次募集と同様です。

※募集人数は令和8年2月2日に市HPにてお知らせいたします。

※募集人数は、年度内入所者・退園者等によって随時変動します。

(5) 二次募集の変更及び不足書類の提出期限

提出期限	申請方法
【予定】 令和8年2月24日(火曜) 午後5時まで(保育課必着)	一次募集と同様です。

(6) 二次募集の結果通知

結果連絡日	通知方法
令和8年3月上旬から随時	内定者には電話で連絡いたします。 利用保留（入所待機）の方には郵送いたします。 ※電話での問合せにはお答えできません。

●令和8年4月（一次募集）入所申請と令和7年度途中の入所申請を同時に行う場合

○令和8年4月（一次募集）入所申請受付期間中に限り、令和8年1月入所から3月入所の申請を同時に行うことが可能です。

○令和8年4月（一次募集）入所申請書類一式と併せて、令和7年度申請の「教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書」をご提出ください。令和7年度申請のその他必要書類については、「令和7年度保育施設等入所案内」P16の「（3）保護者の状況により必要な書類」をご確認のうえ、該当する書類をご提出ください。

（例）

①	令和8年1月から3月入所の基準日において、申請児童に係る育休（産休）を取得している ⇒「育児休業（産前・産後休業）中の利用申請にかかる確認書」（年度ごとに提出が必要）
②	令和6年1月1日時点において、保護者の住民票が小金井市外の自治体にあった ⇒「令和6年度課税（非課税）証明書」
③	令和6年1月1日時点において、国外に住んでおり、日本で課税されていない ⇒「年間収入申告書」（令和5年分（1月～12月）についてご記入ください。）

○電子申請で提出する場合は、令和7年度申請で提出する書類を、PDF又は写真データとして添付してください。

●出産前の仮申請

○4月入所（一次募集）の申請のみ、出生前に申請をすることが可能です。（以下、「仮申請」という。）

仮申請が出来るのは、出産予定日が令和8年2月20日までの方に限ります。

ただし、**令和8年2月3日**までに生まれた場合のみ、4月入所が可能です。

○申請児童の氏名、生年月日、性別については、空欄のままご提出ください。

また、申請書類一式と併せて、「妊娠・出産での利用申請にかかる確認書」（P94）及び母子手帳（表紙と分娩予定日の記載ページ）のコピーをご提出ください。

○令和8年2月3日までに生まれた場合は、令和8年2月4日（水曜）午後5時までに出生後の手続き（以下、「本申請」という。）を行ってください。

本申請はできるだけお早めをお願いいたします。

本申請は、窓口・電子申請にて行うことができます。

電子申請の場合は、右記の二次元コードを読み取ってください。



○仮申請を行い内定となっても、出生が遅くなり**令和8年2月4日**以降に出生した場合は、**令和8年4月入所ができないため、内定取消しとなります。**

ただし、令和8年4月10日（金曜）までに本申請を行っていただければ、5月入所申請として取扱います。

6 年度途中の入所（転園）申請について

年度途中の入所申請は、各月1日入所のみです。月途中の選考は行っておりません。

○提出方法

電子申請・郵送にてご提出ください。

電子申請については、右記の二次元コードを読み取ってください。

各締切日の午後5時必着です。締切日は表紙をご参照ください。



○募集人数の公表

入所希望月の前月1日頃に、市HPにて公表いたします。

なお、募集人数は退園者・転園者等によって変動する可能性があります。

その場合は、随時、市HPを更新いたします。

○結果通知

内定者には、入所希望月の前月15日頃、電話で連絡いたします。

利用保留（入所待機）の方には、入所希望月の前月20日頃、郵送いたします。

※利用保留（入所待機）となり翌月以降の利用調整の対象となった場合は、内定となった場合のみご連絡いたします。

○各入所月に対する利用可能な誕生日

0歳児の保育施設（事業）利用は、生後57日目から可能となります。

（生まれた日は0日目です。）

R8年4月	R8年5月	R8年6月	R8年7月
2/3まで	3/5まで	4/5まで	5/5まで
R8年8月	R8年9月	R8年10月	R8年11月
6/5まで	7/6まで	8/5まで	9/5まで
R8年12月	R9年1月	R9年2月	R9年3月
10/5まで	11/5まで	12/6まで	1/3まで

※4月入所（一次募集）のみ、出生前に申請が可能です。詳細は、P13をご確認ください。

ポイント

利用保留（入所待機）となった場合

申請は同年度内のみ有効となり、翌月以降の選考の対象となります（再申請は不要です。）。希望施設を変更したい場合は、「希望施設変更申請書」（P83）をご提出ください。詳しくは、P25をご参照ください。

※令和9年度4月入所を希望する場合は、改めて申請が必要です。

7 申請書類

※提出された書類は返却できません。必ず提出する前にコピーしておいてください。

電子申請の場合は、PDFファイル等を保存しておいてください。

※小金井市外から申請する方はP19、20もご参照ください。

(1) 全員共通の書類 ※記載例はP106～P109をご参照ください。

No.	書類名	電子申請の場合	郵送の場合
①	提出書類確認票 P77	不要	必要
②	教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書 (両面) P78、79	フォーム入力	
③	児童状況申告書 P80		
④	重要事項確認書 P81		
⑤	個人番号(マイナンバー)関係書類貼付台紙 P82 (申請者となる保護者分のみで結構です。)	不要	
⑥	返信用封筒 (返送先住所、氏名を記載。切手は不要です。) ※5月入所申請以降で窓口提出の場合は、不要です。		

※②③は申請するお子様ごとに1部ずつ必要です。①④⑤⑥は世帯で1部で結構です。

(2) 保育の必要性を証明する書類 ※保護者それぞれの書類が必要です。

※電子申請の場合は、PDF又は写真データとして添付してください。

要件	必要書類
月48時間 以上の 就労	会社員(派遣社員) 公務員 パート アルバイトなど (雇用契約のある方) 就労証明書(発行日から3か月以内のもの) P84 ※就労先(派遣社員の方は派遣元)に発行を依頼してください。 ※就労内定の方も同様です。 ※「19 保護者記載欄」は、記入不要です。
	自営業 ※業務委託契約等 含む ※代表者が申請 児童の3親等以内 である場合含む ①就労証明書(ご自身でご記入ください。) P84 ②就労状況申告書(ご自身でご記入ください。) P85 ③就労内容を証明できる書類の写し(確定申告書を除く) (例)登記簿謄本、開業届(税務署の収受印がない場合は、受信通知またはリーフレット等を併せてご提出ください)、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書など
求職活動(起業準備を含む)	求職活動(起業準備)申告書 P86
妊娠・出産	①妊娠・出産での利用申請に係る確認書 P94 ②母子手帳(表紙と分娩予定日の記載ページ)の写し
疾病	①疾病、障がい、介護、看護申告書(表面のみ) P90 ②疾病・障がい、介護等申告に係る診断書(発行日から3か月以内のもの) P92
障害	①疾病、障がい、介護、看護申告書(表面のみ) P90 ②申告内容を証明できる書類(各種手帳の写し)
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護	①疾病、障がい、介護、看護申告書(両面) P90、91 ②申告内容を証明できる書類 (例)介護保険被保険者証・各種手帳(被介護・看護者のもの)の写し、 診断書(発行日から3か月以内のもの)など
就学(職業訓練を含む)	就学証明書(発行日から3か月以内のもの) P93 ※就学先に発行を依頼してください。 ※就学予定の方も同様です。

(3) 保護者の状況により必要な書類 ※すべてご確認ください

※基準日は、4月1日入所申請の場合は同年1月1日、年度途中の入所申請の場合は入所希望月の前月の1日です。

状況	必要書類
基準日時点において、申請児童に係る育休（産休）を取得している	<p>①育児休業（産前・産後休業）中の利用申請にかかる確認書 P87 ※電子申請の場合、フォーム入力のため添付不要です。</p> <p>②育児休業（産前・産後休業）取得証明書 P88 ※就労証明書に育休（産休）取得期間の記載がある場合は、本証明書の提出は不要です。</p> <p>※4月入所（一次募集）申請に限り、申請時点では育休（産休）取得期間が令和8年1月1日より前までの場合は、令和8年1月8日（木）午後5時（保育課必着）までに、育休（産休）取得期間が令和8年1月1日を含んでいる「育児休業（産前・産後休業）取得証明書」をご提出ください。</p>
令和7年1月1日時点において、保護者の住民票が小金井市以外の自治体であった	令和7年1月1日に住民票があった自治体発行の、 令和7年度課税（非課税）証明書 ※住民票が小金井市になかった保護者の分のみ
令和7年1月1日時点において、国外に住んでおり、日本で課税されていない	年間収入申告書 P97 ※令和6年分（1月～12月）についてご記入ください。
基準日時点において、ひとり親世帯である ※内縁・同棲関係、離婚後同居している等の場合は、右記書類が提出されてもひとり親世帯と認められません。	ひとり親世帯であることを証明する書類の写し （例）戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）、離婚届受理証明書、児童扶養手当証書、児童育成手当認定通知書、ひとり親家庭等医療費助成医療証 など
基準日時点において、生活保護世帯である	生活保護受給証明書（発行日から3か月以内のもの）
保護者が保育士又は幼稚園教諭であり、下記のいずれかに該当する場合 ①育休（産休）を終了しその職に復帰予定 ②その職として就労内定している ③申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、市内の認可保育施設（事業）を申請する場合	保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
申請児童が認可外保育施設等を利用している	保育受託証明書（発行日から3か月以内のもの） P95
申請月の前月から起算した直近3か月において、申請児童が定期利用・一時保育（直近3か月のうち、いずれかの月で最低12日以上）を利用し、それを証明できる場合	①定期利用（一時）保育申告書 P96 ②直近3か月のうち、いずれかの月で最低12日以上利用した領収書の写し ※直近3か月は、申請書提出月の前月から数えます。（10月に申請書を提出⇒9月分、8月分、7月分）
小金井市外の認可保育施設（事業）に在籍しており、在籍可能期間に制限がある場合	在籍可能期間に制限がある旨が記載された書類（所在自治体発行）
4月入所（一次募集）申請において、雇用契約期間が令和8年1月1日より前までの場合	令和8年1月8日（木）午後5時（保育課必着）までに、雇用契約期間が令和8年1月1日を含んでいる「契約更新書類」をご提出いただければ申請を有効とします。

8 きょうだい申請（2人以上）

きょうだい2人以上を同時に申請する場合、お子様ごとに、他のきょうだいの入園状況を踏まえた入園の意向を事前にご選択いただく必要があります。以下の図を参考に、申請児童の入園に係る意向を選択肢A～Cのうちから1つ選択し、申請書にご記入ください。
 なお、きょうだいで別々の選択肢を選択することが可能です。

※同時に申請するきょうだいのどちらかが既に市内認可保育施設に在園している場合（転園申請）
 きょうだいが在籍している園も加味し、希望順位とします。

A 全員が同時に同じ施設に入園できる場合のみ希望する。それ以外の入園は辞退する。

B 全員が同時に入園できれば別々の施設でも希望する。全員が同時に入園できない場合は辞退する。

C きょうだいのうち1人だけの入園でも希望する。就労要件で入園する場合は、復職しなければならないことを理解した上で、入園できなかった児童は入園できるまで待つ。

【Aの注意点】 同時に同じ園に入園できない場合、申請児童は利用保留となります。
 【Bの注意点】 きょうだいのうち1人でも利用保留となった場合、申請児童も利用保留となります。
 【Cの注意点】 きょうだいのうち1人でも利用を開始した場合、保護者が申請児童以外の児童の育児休業を取得していたとしても、利用開始月中にその育児休業を明けて、就労を開始していただくこととなります。

B又はCを選択する方は以下もご覧ください（①②のどちらを選ばれても内定の出やすさに変わりはありません。）。

①きょうだいが同じ施設に同時に入園できる場合は、希望順位が低い施設でも、同じ施設になることを優先する。

希望順位	上の子	下の子
1	A保育園	A保育園
2	B保育園	B保育園
3	C保育園	C保育園
4	D保育園	D保育園
5	E保育園	E保育園

○のついている園が利用可能園

②きょうだい別々でも、それぞれの希望順位が高い施設の入園を優先する。

希望順位	上の子	下の子
1	A保育園	A保育園
2	B保育園	B保育園
3	C保育園	C保育園
4	D保育園	D保育園
5	E保育園	E保育園

○のついている園が利用可能園

Bを選択し①を優先する方 → B-1も☑
 Cを選択し①を優先する方 → C-1も☑

Bを選択し②を優先する方 → B-2も☑
 Cを選択し②を優先する方 → C-2も☑

※同時に申請するきょうだいのどちらかが既に市内認可保育施設に在園している場合（転園申請）
 きょうだいが在籍している園も加味し、希望順位とします。

上の子はA保育園に在籍中

希望順位	上の子	下の子
1	B保育園	A保育園
2	C保育園	B保育園

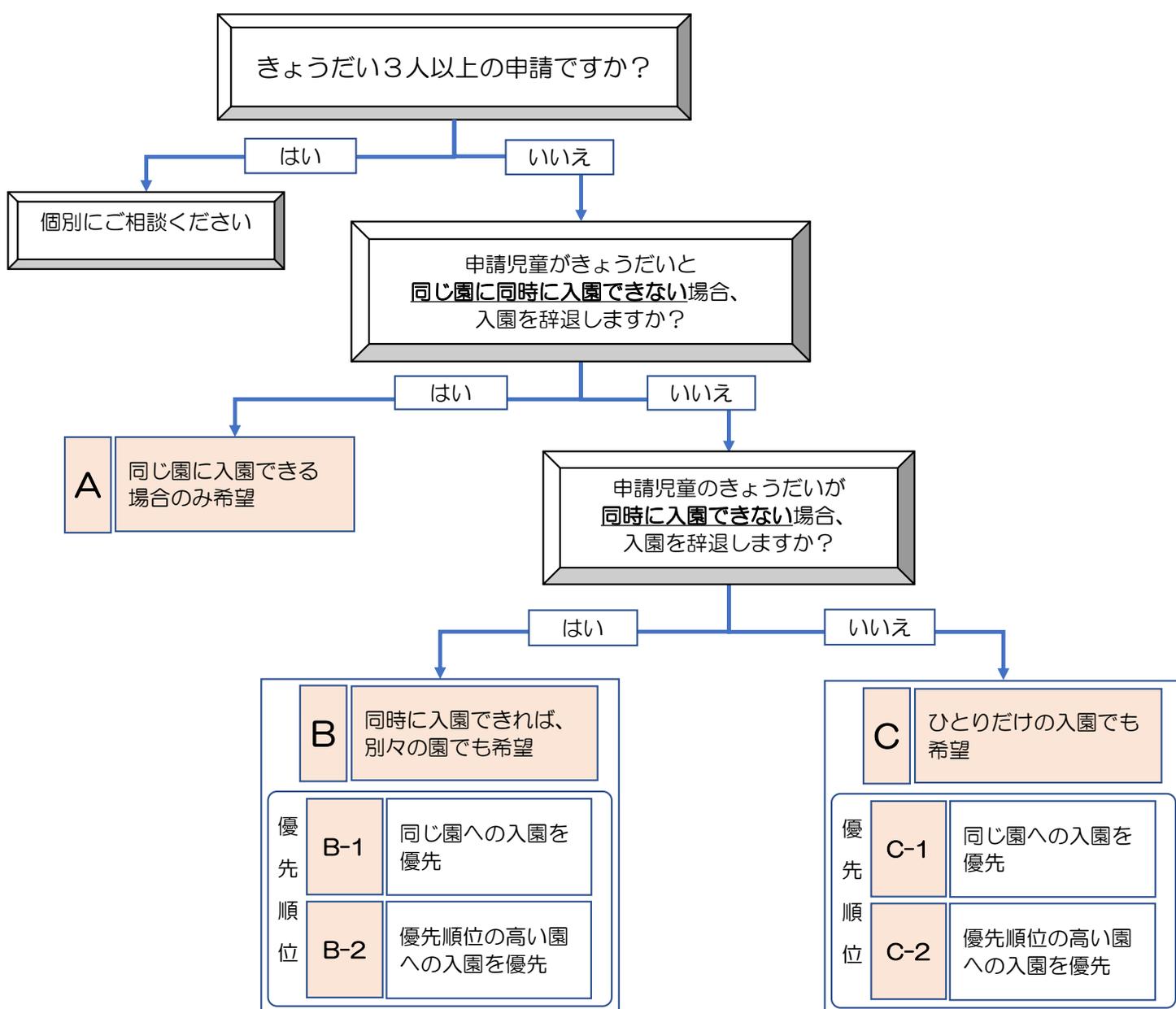
上の子はA保育園に在籍のまま
 下の子はA保育園に内定

上の子はA保育園に在籍中

希望順位	上の子	下の子
1	B保育園	B保育園
2	C保育園	A保育園

上の子はB保育園に内定
 下の子もB保育園に内定

手順1	きょうだいそれぞれについて以下のフローチャートに沿って、きょうだい意向「A」「B」「C」を決定する。（※ 内定の出やすさ「A」 ≤ 「B」 ≤ 「C」）
手順2	きょうだい意向が「B」「C」の場合、「優先順位」を決定する。 （※ 「優先順位」により内定の出やすさに変動はありません。）



9 小金井市外にお住まいの方が、小金井市内の認可保育施設(事業)の利用を希望する場合

(1) 小金井市に転入予定がある場合

① 申請の条件

利用開始希望月の前月末日までに申請児童及び保護者につき、小金井市に転入（住民登録）のうえ、実際の居住地を小金井市内とすること。

なお、他自治体の認可保育施設等との併願はできません。

② 申請書類の提出先

小金井市保育課へ直接ご提出ください。締切日は表紙をご参照ください。

③ 必要書類

P15、16をご参照いただき、該当する書類をご提出ください。

また、以下の書類を併せてご提出ください。

	書類名
ア	管外申請確認書 P98
イ	転入誓約書 P99
ウ	<p>【住宅等の購入・賃借】 ⇒売買契約書・賃貸借契約書の引渡し日・売主（貸主）と買主（借主）の署名・押印が確認できる部分の写しなど</p> <p>【小金井市内に住民票がある親族等との同居】 ⇒同居（居住）についての同意書（同居先の世帯主が記入）P99下部</p> <p>【親族等が所有している住宅等への転居】 ⇒同居（居住）についての同意書（住宅等の所有者が記入）P99下部</p>

※4月入所（一次募集）申請に限り、【住宅等の購入・賃借】の方で売買契約書（賃貸借契約書）の写しなどが提出期限（令和7年11月21日）までに提出できない場合は、売買契約書（賃貸借契約書）を令和8年1月8日（木）午後5時（保育課必着）までにご提出いただければ申請を有効とします。

④ 転入後の手続き（本申請）

入所の可否に関わらず、必ず利用開始希望月の前月末日までに転入し、小金井市子ども家庭部保育課（市役所第二庁舎3階）において小金井市民としての利用申請（本申請）を行ってください。

転入が完了しない場合又は本申請を行わない場合は、内定の取消し又は無効な申請となります。

(2) 小金井市に転入予定がない場合

① 注意事項

4月入所（一次募集）には申請できません。

4月入所（二次募集）及び各月の選考において、小金井市民の選考を行った後に選考を行います。

他自治体の認可保育施設等との併願を希望する場合は、併願先自治体にご確認ください。なお、併願する場合は、併願先の保育園も含めた希望園順位を提出してください（様式は問いません。）。

1歳クラス及び市立保育園の全クラスは転入予定がない方の申請はできません。

② 申請書類の提出先

申請書類は、申請時点で住民票がある自治体の保育園担当部署にご提出ください。

※必ず締切日の**5開庁日前まで**にご提出ください。

③ 必要書類

P15、16をご参照いただき、該当する書類をご提出ください。

返信用封筒は不要です。

また、以下の書類を併せてご提出ください。

	書類名
ア	管外申請確認書 P98

10 小金井市内にお住まいの方が、小金井市外の認可保育施設等の利用を希望する場合

(1) 利用を希望する認可保育施設等がある自治体に連絡し、以下をご確認ください。

- ① 入園申請ができるか
- ② 申請締切日はいつか
- ③ 必要書類はなにか
- ④ 希望保育施設等の空き状況や希望できる保育施設等の数

(2-1) 小金井市外に転出予定での申請
転出予定先自治体へ直接ご提出ください。
※原則、提出書類は申請先自治体所定の様式となります。

(2-2) 小金井市外に転出しない申請
小金井市保育課の窓口へご提出ください。
※必ず締切日の**5開庁日前まで**にご提出ください。
※原則、提出書類は申請先自治体所定の様式となります。

11 利用調整について

よくある質問 (Q&A)

Q1 内定はどのように決定しますか？

A1 P23、24の表に基づいて申請児童ごとに指数を算定し、指数の高い方から利用可能施設（事業）を決定します。同一指数の場合は、優先項目に基づいて決定します。

例

- ・保護者1 月間の就労時間が150時間以上 ⇒基準指数 100
- ・保護者2 月間の就労時間が150時間以上 ⇒基準指数 100

- ・基準日時点において、申請児童に係る育児休業を取得している ⇒調整指数 10

合計指数 210

ポイント1

保護者2人ともが申請児童に係る育児休業（産前・産後休業）を取得していても、調整指数は「+10」となります。（「+20」とはなりません。）

ポイント2

基準日時点において、申請児童に係る育児休業（産前・産後休業）を取得中であり、かつ認可外保育施設等を利用している場合は、「育休・産休」の「+10」のみ適用されます。

Q2 早く申請をすると有利になりますか？
また、昨年から待機しているので有利になりますか？

A2 先着順ではありません。ただし、申請書類に不備や不足があると無効な申請となる場合があるため、受付期間内の早い時期の提出をお勧めしております。また、待機している期間の長さにより、有利・不利になることはありません。

Q3 同じ施設（事業）を第1希望にするのと第2希望以下にするのとでは、入りやすさは変わりますか？

A3 入りやすさは変わりません。

あくまでも、世帯ごとの保育の必要性の高さ（指数・優先順位）に基づき、利用可能施設（事業）を決定します。

希望施設（事業）を1つしか記載しない場合などは、保育の必要性が高くても、募集人数によっては利用保留（入所待機）となることがあります。

Q4 希望する施設（事業）の募集人数が0人となっています。希望施設（事業）に記載できますか？

A4 募集人数が0人となっても、希望施設（事業）に記載できます。

申請時点において募集人数が0人の施設（事業）でも、退園・転園により利用調整を行い、内定する場合があります。

Q5 第1希望から第12希望までに「特定地域型保育事業」を記載することは可能ですか？

A5 可能です。

●利用調整の基準（小金井市保育の実施に関する規則より抜粋）

保育の実施基準指数表（保護者）

保護者の状況			保育の実施 基準指数
類型	細目		
就労 （自営を含む。）	月間の就労時間が150時間以上		100
	月間の就労時間が140時間以上150時間未満		95
	月間の就労時間が130時間以上140時間未満		90
	月間の就労時間が120時間以上130時間未満		85
	月間の就労時間が110時間以上120時間未満		80
	月間の就労時間が100時間以上110時間未満		75
	月間の就労時間が70時間以上100時間未満		70
就労内定	入所希望月末日までの就労が内定している場合は、就労に準ずる。 ※就労開始日から2か月以内に、1か月分の就労実績が記載された就労証明書を提出できない場合を除く。		65-100
	死亡、離別、行方不明、拘禁等により存在しない場合		100
不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等により存在しない場合		100
妊娠・出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内		80
疾病	診断書により、保育に当たることが著しく困難であると認められた場合		100
	診断書により、保育に当たることが部分的に困難であると認められた場合		85
	上記以外で、居宅内療養を常態		60
障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者		100
	身体障害者手帳3級（視覚、聴覚、体幹機能障害）、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級所持者		90
	身体障害者手帳3級（視覚、聴覚、体幹機能障害以外）所持者		80
	上記以外の手帳所持者		70
介護・看護	週5日以上	かつ1日7時間以上の介護等	100
		かつ1日6時間以上7時間未満の介護等	95
		かつ1日5時間以上6時間未満の介護等	90
		かつ1日4時間以上5時間未満の介護等	85
		かつ1日3時間以上4時間未満の介護等	80
	週4日	かつ1日7時間以上の介護等	95
		かつ1日6時間以上7時間未満の介護等	90
		かつ1日5時間以上6時間未満の介護等	85
		かつ1日4時間以上5時間未満の介護等	80
	週3日	かつ1日3時間以上4時間未満の介護等	75
		かつ1日7時間以上の介護等	90
		かつ1日6時間以上7時間未満の介護等	85
	かつ1日5時間以上6時間未満の介護等		80
	かつ1日4時間以上5時間未満の介護等		75
	上記以外で、月48時間以上の介護等を行っている場合		65
	月48時間未満の介護等を行っている場合		50
就学	国・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合		100
	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学している場合		100
	上記以外の学校等に通学している場合（通信教育を含む。）		70
	申請時点で、入所希望月中の就学の開始が確定していないが、受験票の写しなどで就学手続中であることが証明できる場合		65
求職	求職活動中（起業準備を含む。）		50
災害	災害等により復旧までの期間において保育に当たることができない場合		100
特例	上記のほか、児童福祉の観点から保育の実施が特に必要であると市が認める場合		50-100

調整指数表（保護者）

保護者の状況			調整指数
項目			
自営協力者	就労の申請において、自営中心者ではなく自営協力者である場合		-5
複数類型	次の①から③までのいずれかに該当する場合 （基準指数との合計は、100を上限とする。） ① 就労の基準指数が90以上かつ障害の基準指数が90以上 ② 就労の基準指数が90以上かつ介護・看護の基準指数が90以上 ③ 障害の基準指数が90以上かつ介護・看護の基準指数が90以上		+5

調整指数表（世帯）

世帯の状況			調整指数
項目			
ひとり親世帯	ひとり親世帯であることを証明できる場合		+30
生活保護世帯	生活保護を受給しており就労による自立支援につながる場合等		+10
育休・産休	就労の申請において、申請児に係る育児休業・産前産後休業中であることを証明できる場合。ただし、育児休業・産前産後休業を取得している就労先に復帰しないことが判明した場合は、調整指数の適用を無効とし、入所及び入所が内定している場合はそれを取り消す。		+10
特定地域型利用	市内特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（卒園後の受入先が確保されている場合を除く。）		+20
他施設利用	市内特定地域型保育事業以外の保育施設の利用を申し込む場合		+10
	認可外保育施設等を利用しており、その契約内容が証明できる場合	週5日以上契約であることが証明できる場合	+5
		週4日以上契約であることが証明できる場合	+4
		週3日以上契約であることが証明できる場合	+3
	定期利用（一時）保育の利用実績について、申請月の前月から起算して直近3か月のうち1か月分証明できる場合	月20日以上利用したことが証明できる場合	+5
		月16日以上利用したことが証明できる場合	+4
月12日以上利用したことが証明できる場合		+3	
市外認可保育施設を利用している場合		+5	

調整指数表（世帯）

転園希望	市内認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用して、転園を希望する場合 (きょうだいが在籍する別施設のみを利用希望保育施設とする転園申請の場合、きょうだいが施設の利用を同時に申請した場合又は小金井市立保育園からの転園を希望する場合を除く。)	- 1 0
きょうだい転園希望	きょうだいそれぞれが異なる認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用して、きょうだいが在籍する別施設のみを利用希望保育施設とする転園申請の場合	+ 1 0
多胎児支援	多胎児が同時に申請する場合	+ 1
同時申請	きょうだいが施設の利用を同時に申請する場合であって、きょうだいのいずれかの申請が転園申請でないもの（3人以上のきょうだいが同時に申請した場合は、転園申請以外の複数の申請がある場合における転園申請以外の申請）。ただし、小金井市立くりのみ保育園及びさくら保育園からの転園申請の場合であって、きょうだいの利用希望保育施設が全て同一施設である場合には、転園申請でないものとして扱う。	+ 1
多子支援	申請児が同一世帯の中で、入園希望月において小学生以上の児童を除いて、第2子以降の場合	+ 1
特例申請	小金井市立保育園を利用して、別園に転園を希望する場合	+ 5
滞納	基準日時点において、保護者に利用希望月の属する年度以前の利用者負担額の滞納がある場合（保育課に納付について相談を行っており、計画的に納付していることを確認できる場合を除く。)	- 2 0
内定辞退	申請において、利用希望月の属する年度の内定を辞退している場合	- 1 0
育休延長	育児休業の延長を許容できる申出があった場合	- 1 0 0
児童養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	関係機関と協議して定める。

優先項目（世帯）

世帯の状況	
順位	項目
1	きょうだいが在籍している認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業の利用を申請した場合。ただし、入所希望日時時点できょうだいが卒園し、又は退園する予定の場合を除く。
2	きょうだいが小金井市立くりのみ保育園又はさくら保育園に在籍している場合。ただし、入所希望日時時点できょうだいが卒園し、又は退園する予定の場合を除く。
3	保護者が保育士又は幼稚園教諭で、保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写しを提出し、次の①から③までのいずれかに該当する場合 ① 育児休業・産前産後休業を終了しその職に復帰予定の場合 ② その職としての就労内定が証明できる場合 ③ 申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合
4	保護者合算の前年度の市区町村民税の所得割の額が低い世帯

備考

- (1) 入所指数の算出方法は、次のア、イ及びウの合算とする。
 - ア 保護者のそれぞれについて「保育の実施基準指数表（保護者）」のいずれかに当てはめて指数を出す。
 - イ 保護者のそれぞれについて「調整指数表（保護者）」を基に指数を出す。
 - ウ 世帯について「調整指数表（世帯）」を基に指数を出す。
- (2) 表中の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。ただし、年度の途中で新たに開設する施設に係る利用申請の基準日については別に定めるものとする。
- (3) 4月1日入所に係る利用申請の場合は追加資料提出期限日まで、それ以外の場合は利用申請受付期間最終日までに提出された書類等に基づき、入所指数等を算出する。ただし、年度の途中で新たに開設する施設に係る入所指数等を算出するための利用申請の書類等の提出期限については別に定めるものとする。
- (4) 就労時間とは、就労証明書の就労時間（固定就労の場合）又は就労時間（変則就労の場合）の月間の合計時間（休憩時間を含む。）とする。就労時間（変則就労の場合）の合計時間において週間の就労時間を記載している場合は、当該時間に4を乗じた時間数を月間の就労時間とみなす。
- (5) 就労の申請において、自営の事由である証明ができない場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (6) 自営中心者とは、役員、自営業主又は自営業専従者（自営業主と同等の業務を行い、就労時間に対して適当な給与等（勤務地において厚生労働省が定める最低賃金以上）を支給されている者）であって、登記簿謄本、個人事業主の開業届等届出書、営業許可証等で確認できるものをいう。
- (7) 自営協力者とは、自営のうち自営業専従者（自営中心者に該当する自営業専従者以外）又は家族従業者をいう。
- (8) 認可外保育施設等とは、児福法第59条の2に基づく届出を行い、各自治体のホームページによって公表されている認可外保育施設及び児福法に規定する児童発達支援事業（医療型を含む。）を実施する施設をいう。施設の確認の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。
- (9) 育休・産休及び他施設利用に同時に該当する場合は、育休・産休の調整指数のみを適用する。
- (10) 就労内定の申請及び転園申請において、育休・産休の調整指数は適用しない。
- (11) 他施設利用の中で複数に該当する場合、指数の高い項目のみを適用する。
- (12) 同時申請及び多子支援に同時に該当する場合は、多子支援のみを適用する。
- (13) 所得割の額とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2条第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (14) 保護者の前年度の市区町村民税が指定都市において課税されている場合又は年間収入申告書が提出された場合は、小金井市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (15) 所得割の額が確認できない場合は、利用調整において他の申請者より高いものとみなす。

12 利用保留（入所待機）となった場合

申請をした結果、利用保留（入所待機）となった場合は、申請は同年度内のみ有効となり、毎月選考の対象となります。（再申請は不要です。）

※希望施設を変更したい場合は、「希望施設変更申請書」（P83）をご提出ください。電子申請も可能です。右記二次元コードを読み取ってください。



※育児休業期間を延長した場合は、「育児休業（産前・産後休業）取得証明書」（P88）をご提出ください。各月の基準日時点で育児休業を取得していることが確認できない場合、育休・産休の調整指数はつきません。

※転職・退職等、ご家庭の状況に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」（P103）とともに、各種書類をご提出ください。

ポイント

結果通知（利用保留）は申請を行った最初の月のみ発行しております。

以降、入所待機であることの証明書の発行を希望する場合は、電子申請によりご依頼ください。

（右記の二次元コードを読み取ってください。）



証明書は、各月1日時点の状況に基づき、当該月の前月の20日前後から発行が可能です。最短での発行を希望される場合は、発行日の属する月の前月15日までにご依頼ください。

（例）5月1日時点の証明を希望する場合：4月15日までに依頼→4月20日前後に発行

それ以降のご依頼は、下記のスケジュールで発行します。申請時期にご注意ください。

申請期間	発送時期
毎月1日～15日	当月20日頃
毎月16日～31日	翌月5日頃

ポイント

令和9年度4月入所を希望する場合は、改めて申請が必要です。

申請が不要になった場合は、速やかに申請の取下げを行ってください。

（「保育施設（事業）内定辞退・申請取下届」P102をご提出ください。）

電子申請も可能です。

右記の二次元コードを読み取ってください。



発行例

小 子 保 発 ○ ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

184-0000

小金井市○○町○丁目○番○号

小金井 花子 様
(小金井 太郎 様)

※実際に発送する通知には、
公印が印字されます。

小金井市長 ○○ ○○

施設利用保留通知書

先に申請のありました施設利用について、次のとおり保留となりましたので通知します。

認 定 番 号	9999999	
子 ども	フリガナ	コガネ タロウ
	氏 名	小金井 太郎
	生 年 月 日	令和○年○月○日
保 護 者	住 所	東京都小金井市○○町○丁目○番○号
	フリガナ	コガネ ハコ
	氏 名	小金井 花子
生 年 月 日	昭和○年○月○日	
希 望 施 設 名 称	1. ○○保育園 2. ○○保育園 3. ○○保育園 4. ○○保育園 5. ○○保育園 ほか6施設	
希 望 入 所 年 月 日	令和○年○月○日	
保 留 理 由	入所指数及び優先事項等に達しなかったため入所保留とする	
合 計 指 数	○○	
有 効 期 間	令和○年○月○日～令和○年○月○日	
<p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小金井市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分（7の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、小金井市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分（7の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

令和7年4月保育施設等利用申請（一次募集）決定状況 内定ボーダーラインについて

Table with columns for facility name, application period, and various numerical indicators (e.g., 申込者数, 内定者数, 倍率). Rows list various childcare facilities like 'こども未来館' and 'こども未来館 小中併設'.

※ 指数及び倍率項目は、内定者うち入所指数が一番低い内容に記載しています。(倍率項目は「きょうだい(若年層等)」、2 (若年層等) の記載)

※ 上記の募集数値は、昨年度の指率等が異なる場合、異なる入園・転園の変更を反映した最終的な一次募集数となります。

※ 個人情報保護法に基づき、個人情報が開示される場合があります。個人情報が開示される場合は、指数の公表はいたしません。また、市民利用情報開示は全て非公表としています。

※ 特別支援保育施設は、募集数、全申込数及び内定率に含んでいません。

※ 要保護児童等およびまなも101・2施設は合わせて4名募集、要保護児童等以外の2施設は合わせて4名募集でしたが、集計上、募集数は内定者数に合わせた数で表記しています。

※ 指数及び倍率項目は、内定者うち入所指数が一番低い内容に記載しています。(倍率項目は「きょうだい(若年層等)」、2 (若年層等) の記載)

※ 上記の募集数値は、昨年度の指率等が異なる場合、異なる入園・転園の変更を反映した最終的な一次募集数となります。

※ 個人情報保護法に基づき、個人情報が開示される場合があります。個人情報が開示される場合は、指数の公表はいたしません。また、市民利用情報開示は全て非公表としています。

※ 特別支援保育施設は、募集数、全申込数及び内定率に含んでいません。

※ 要保護児童等およびまなも101・2施設は合わせて4名募集、要保護児童等以外の2施設は合わせて4名募集でしたが、集計上、募集数は内定者数に合わせた数で表記しています。

入所後について

13 入所後について

(1) 育児休業（産休）中に申請をした方が入園決定した場合

基準日時点で育児休業（産休）を取得していた方が入園決定した場合、利用開始月の末日までに育児休業を終了してください。

例えば、令和8年4月入所の場合、令和8年4月30日までに育児休業を終了し、令和8年5月1日までに復職してください。

育児休業（産休）終了後、「育児休業終了証明書」（P89）を保育課へご提出ください。電子申請は右記の二次元コードを読み取ってください。



(2) 他の保育施設（事業）に転園したい場合

既に認可保育施設（事業）に在籍しているお子様が、他の認可保育施設（事業）への転園を希望する場合は、改めて入所申請が必要です。

転園申請において内定となるまでは、引き続き在籍している施設（事業）を利用できますが、内定した場合は、在籍している施設（事業）は自動的に退園となりますのでご注意ください。

(3) 家庭状況に変更があった場合

ご家庭の状況が変わった場合や保護者における保育を必要とする事由（認定）に変更が生じた場合は、速やかに「教育保育給付認定変更申請者兼変更届」（P103）及び「該当事由の証明書類」をご提出ください。

（例）

変更内容	該当書類
転職した ⇒	就労証明書（その後） 就労開始日から2か月以内に、
求職活動をしていたが、就労先が決まった ⇒	1か月分の就労実績が記載された就労証明書
雇用契約期間を延長した ⇒	契約更新書類の写し
現在の就労先を退職し、求職活動を開始する ⇒	求職活動（起業準備）申告書

変更内容	該当書類
育児休業から復職した ⇒	育児休業終了証明書
結婚した ⇒	配偶者における保育を必要とする事由の証明書
離婚した ⇒	ひとり親世帯を証明する書類 ※P16をご参照ください。
下の子の育児休業を取得した ⇒	育児休業取得証明書

必要書類等、詳しくは、市HPをご参照ください。
（右記の二次元コードを読み取ってください。）



(4) 退所する場合

現在利用している認可保育施設（事業）を退所することが決まった場合は、原則、退所月の1か月前までに「保育施設等利用解除届」（P104）を保育課へご提出ください。電子申請も可能です。右記の二次元コードを読み取ってください。



(5) 市外へ転出する場合

① 転出に伴い、現在利用している認可保育施設（事業）を退所する場合

原則、退所月の1か月前までに「保育施設等利用解除届」（P104）を保育課へご提出ください。

なお、転出に伴い、転出先自治体の認可保育施設等の利用申請をする場合は、P20をご参照ください。

② 転出後も現在利用している認可保育施設（事業）の継続利用を希望する場合

原則、転出する月の1か月前までに「保育施設等利用解除届」（P104）を保育課へご提出ください。（「転出後も継続して」「利用する」にチェックをしてください。）

転出後、転出日の属する月中に転出先自治体で転入手続と、保育園担当部署での手続を必ず行ってください。手続が遅れると継続して利用できない場合があります。

(6) 現況届について

認可保育施設（事業）を利用している方は、毎年、現況届の提出が必要です。その届出に基づき、市では、保育を必要とする事由等が継続しているかの確認を行います。提出期間・書類については、その都度保育課よりご案内いたします。

(7) 生活保護世帯の方へ

生活保護世帯で医療扶助を受けている場合は、保育施設（事業）の利用を開始されましたら、保育中におけるお子様の怪我等の対応について、ご利用の保育施設（事業）とご相談ください。

14 保育料（利用者負担額）

（1） 保育料の無償化

東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業により、令和7年9月から第1子を含むすべての児童の保育料が無償となりました。

（2） 保育料の決定通知

保育料については、保育園入所後に郵送でお知らせします。
入所月のほか、4月と9月の再算定時には全員に通知します。
※保育料が0円であっても、対象者には決定通知を送付します。

15 その他の費用

（1） 保育料以外の費用

保育園によっては、保育料以外におしりふき、おむつなどの現物の持参、おむつ代や制服、教材費などの費用を別途求められることがあります。
詳細は、各保育園にお問合せください。

（2） 延長保育料

延長保育（認定保育時間を超えての保育）の利用方法、料金等は保育園によって異なります。
※延長保育料は無償化の対象ではありません（0～5歳の全てのクラスで延長保育料がかかります。延長保育利用可能な年齢は、各保育園の施設ページをご確認ください）。

《私立保育所・認定こども園・特定地域型保育事業の場合》

各保育園によって利用方法、料金等が異なりますので、詳細は施設ページをご確認いただくか、各保育園にお問合せください。

《市立保育所の場合》

①利用方法

利用している保育園に直接お申込みください。

②利用料

延長保育区分	認定区分	開始時間	終了時間	延長保育料（月額）
A型延長保育	短時間	7:00	8:30	3,500円
B型延長保育	短時間	16:30	18:00	3,500円
C型延長保育	短時間	18:00	19:00	2,500円
	標準時間			

③支払い方法

①小金井市へのお支払いとなります。

②支払い方法は、口座振替をお願いしております。

- ・延長保育を利用する方には、延長保育利用承諾通知書とともに「小金井市保育料口座振替依頼書」（3枚複写）を郵送いたしますので、**口座振替を希望する金融機関窓口にてお申込みください。**
- ・口座振替の登録手続きが完了するまでは、納付書でお支払いください。

③口座振替日は、**毎月末**となります。再引落しは行いませんので、残高不足とならないようご注意ください。

※休日の場合は翌営業日となります。

※12月分は翌年1月4日です。休日の場合は翌営業日となります。

※口座振替を利用できる金融機関は、口座振替依頼書の表面をご確認ください。

※納付書の取扱金融機関は、納付書の裏面をご確認ください。

※1か月間延長保育を利用しなかった場合も、その月分の延長保育料を納めていただきます。
延長保育を利用しなくなる場合は、前月末までに利用解除の手続きをお願いします。

◆滞納した場合には、地方税法の例により財産調査をし、給与の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。必ず納期限までにお支払いください。

よくある質問

<入所申請について>

Q1 見学に行かなければいけませんか？

A1 園庭の有無や、職員体制、給食の対応、保育理念や雰囲気など、保育園ごとに違いがあるため、見学していただくことをおすすめしております。見学方法等は各保育園にお問合せください。

アレルギー等配慮が必要な場合や気になることがある場合は、見学時にご相談ください（詳しくは、P4をご参照ください。）。

なお、保育園への事前の見学や確認がなかったたことにより、面談・健康診断において利用不可と判断される等の不利益が生じた場合でも、その後の対応において保育園の変更などの配慮を行うことはできませんのでご了承ください。

Q2 申請書と一緒に手紙や嘆願書などを提出すると入園が決まりやすいですか？

A2 手紙や嘆願書等、申請に必要な書類以外のものが提出された場合は、申請書と一緒に受領しますが、その内容が利用調整に影響を及ぼすことは一切ありません。

あくまで、定められた書類に記載された内容で判断します。また、個別の手紙等への回答も行いません。

Q3 土曜日も預けられますか？

A3 土曜保育の実施状況や保育時間については、各保育施設（事業）により異なりますので、必ず事前にご確認ください。また、土曜日は保育施設（事業）の職員体制が少ない人数で開所しておりますので、保護者の一方が仕事等お休みの場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

Q4 きょうだい2人以上で同時に利用申請する場合の意向について、「第1～3希望の保育園なら別々でも入るけど、第4希望以下なら入らない」等の個別対応をしてくれますか？

A4 個別対応はできません。

Q5 派遣社員やアルバイトより正社員の方が優先されるのですか？

A5 就労の要件においては、正社員・契約社員・派遣社員・アルバイト等、就労先での立場の違いにより優先されることはありません。

Q6 現在の就労先を退職する予定又は雇用契約内容が現時点から変わる予定があります。

A6 入所月の1日より前に退職・雇用契約内容が変更する場合は、現時点の内容で利用調整をすることはできません。詳しくは、P7～10をご参照ください。

Q7 申請の受付締切後に、申請した内容に変更が生じました。

A7 申請の受付締切後の変更は、原則認められません。

ただし、やむを得ず申請内容に変更が生じた方については、早急に、変更後の内容を証明する書類をご提出ください。この場合に適用している保育の実施基準指数表、調整指数表（育休・産休等）及び保育士優先の項目において、申請後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取消し又は無効な申請となる場合があります。また、提出できない場合も同様です。

Q8 特定地域型保育事業を卒園するにあたり、連携先保育施設への進級が決定している場合でも、4月入所の申請は可能ですか？

A8 連携先保育施設へ進級する申請をして、その入所が決定している場合は、連携先保育施設への進級枠を確保したまま4月入所の申請をすることはできません。

4月入所の申請を希望する場合は、連携先保育施設への進級を辞退した上でご申請いただきます。

Q9 育児休業を延長するために「結果通知（利用保留）」が欲しいです。どのようにしたらもらえますか？

A9 認可保育施設（事業）の入所申請をした結果、利用保留（入所待機）となった場合は、「結果通知（利用保留）」を申請を行った最初の月のみ発行しております。

詳しくは、P25をご参照ください。

※利用調整の結果、内定となり、内定を辞退された場合は、「結果通知（利用保留）」の発行はできません。ご注意ください。

Q10 内定を辞退したいのですが、一度辞退したら次の申請は不利になりますか？

A10 内定を辞退された場合は、同年度中に再申請した際には指数表（P23、24）の「内定辞退-10」が適用されます。

※令和8年4月入所（一次募集）においては令和8年1月16日以降に辞退した場合、二次募集及び年度途中入所においては内定連絡後に辞退した場合、「内定辞退-10」が適用されます。

※令和8年4月入所（二次募集）及び年度途中入所における内定連絡の日にちは、各月によって異なります。

※内定を辞退された場合は、「結果通知（利用保留）」の発行はできません。ご注意ください。

※内定を辞退される場合は、速やかに「保育施設（事業）内定辞退・申請取下届」（P102）をご提出ください。電子申請も可能です。右記の二次元コードを読み取ってください。



Q11 4月の一次募集で第2希望の施設（事業）に内定しましたが、二次募集で第1希望の施設（事業）に空きができました。交換してもらえますか？または二次募集から異動（転園）の申請を出すことはできますか？

A11 より希望の高い施設（事業）に二次募集で空きが生じたとしても、一次募集で内定した施設（事業）を変更することはできません。

また、二次募集で空きが生じた施設（事業）も利用を希望する場合は、一次募集で内定した施設（事業）を辞退し、必要書類一式全てをご用意いただき再申請する必要があります。

なお、再申請した場合は、二次募集での内定は保障されません。

Q12 入園が決定した場合は、育児休業はいつまでに終了すればよいですか？

A12 利用開始月の月末までに、育児休業を終了してください。

（例）令和8年4月入所の場合⇒令和8年4月30日までに終了してください。

（5月1日時点では育児休業を取っていない状態としてください。）

Q13 順位は教えてもらえますか？現在、待機順は何番目ですか？

A13 日々、申請状況により、保育の必要性の高さ（指数・優先順位）が変動するため、原則として、待機者の順位付けを行いません。よって、待機順をお伝えすることはできませんので、ご理解ください。

Q14 内定した他の申請者の指数・所得割額を教えてください。

A14 他の申請者の情報は、いかなる理由があっても開示できません。

<入所後について>

Q1 上の子が認可保育施設（事業）の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合は、上の子はいつまで在園できますか？

A1 上の子の在籍は、下の子が4/1時点で満1歳を迎えた初めての4月末まで可能です。その4月末までに、下の子の育児休業を明けない場合は、上の子は退所となりますのでご注意ください。（下の子が認可保育施設（事業）に入れず、預け先がないため育児休業を明けられないという場合も同様です。）また、手続きとして、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」（P103）と「育児休業（産前・産後休業）取得証明書」（P88）を速やかに保育課へご提出ください

ただし、4/1時点で上の子が4、5歳クラスの場合は、上の子の生活環境保障のため、下の子の育児休業を終了せず、引き続き在籍することが可能です。

Q2 通っている保育施設（事業）を、長期間休んでもよいですか？

A2 原則として、1か月以上保育施設（事業）を利用しない（最後に登園した日が属する月の翌月末までに登園開始しない）場合は、退所していただきます。

ただし、里帰り出産による休みの場合は、出産月と出産月の前後1か月のみ認めます。手続きとして、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」（P103）と「母子手帳（表紙と分娩予定日の記載ページ）の写し」を速やかに保育課へご提出ください。

市から登園自粛のお願い等をした期間については、特例として1か月以上保育施設（事業）を利用しない場合でも退所とはなりません。（今後、変更する場合があります。）

Q3 転園したいのですが、転園申請をしたら現在通っている施設は退所になりますか？

A3 転園を希望する場合は、改めて入所申請が必要です。また、転園申請の内定が出るまでは現在通っている保育施設（事業）に通い続けることが可能です。

なお、転園申請で内定となった場合は、同時に、元の保育施設（事業）には別の方の入所が決まりますので、内定を辞退しても在籍していた保育施設（事業）へ通い続けることはできません。

Q4 保育施設（事業）を退所したいです。

A4 原則、退所月の前月末日までに「保育施設等利用解除届」（P104）を保育課へご提出ください。電子申請も可能です。右記の二次元コードを読み取ってください。



Q5 小金井市から転出後、現在通っている保育施設（事業）に引き続き通いたいです。

A5 原則、転出する月の前月末日までに「保育施設等利用解除届」（P104）を保育課へご提出ください。（「転出後も継続して」「口利用する」にチェックをしてください。）転出後、転出日の属する月中に転出先自治体で転入手続きと、保育園担当部署での手続きを必ず行ってください。手続きが遅れると継続して利用できない場合があります。

認可外保育施設等を利用する方への給付 (施設等利用給付) について

3～5歳クラス及び0～2歳クラスの非課税世帯の方が給付を受けるためには、施設の
利用開始前に認定を受けておく必要があります。

詳細は市HPをご参照ください。

(右記の二次元コードを読み取ってください。)



(1) 施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の給付を受けるために必要な認定
です。

認定区分	保育の必要性	対象施設
新1号認定 (満3歳以上) 幼稚園での教育を希望する場合	なし	幼稚園 (新制度未移行)
新2号認定 (3歳児～5歳児クラス) 「保育を必要とする事由」に該当し、認可外保育施設 等で保育を希望する場合 ※幼稚園・認定こども園の預かり保育利用者を含む	あり	認可外保育施設 幼稚園(預かり保育) 認定こども園 (預かり保育)
新3号認定 (0歳児～2歳児クラス) 「保育を必要とする事由」に該当し、認可外保育施設 等で保育を希望し、市区町村民税非課税世帯の場合		一時預かり事業 ファミリーサポート センター事業 など

(2) 保育を必要とする事由

新2号・新3号認定を受けるためには、保護者全員が下記のいずれかに該当している
必要があります。

要件	認定期間
就労 (月48時間以上) 疾病・障害 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	状況による
就学 (職業訓練を含む)	
求職活動 (起業準備を含む)	
妊娠・出産	最長3か月程度
虐待やDVのおそれがあること 育休取得時に、既に保育を利用している子どもがいて 継続利用が必要であること	最長5か月 (出産月と出産月前後2か月)
災害復旧	
その他、市が認める場合	
	状況による

(3) 給付金額

単位：円

クラス年齢		多子区分	新2号・新3号認定者 無償化上限額 (a)	上乗せ給付額 (b)	給付上限額 (a)+(b) ※1、2
0～2歳	課税世帯	第1子以降	-	80,000	80,000
	非課税世帯	第1子以降	42,000	38,000	80,000
3～5歳		第1子以降	37,000	40,000	77,000

※1 月額上限給付単価です。

※2 実際に支払う保育料と給付額を比較して、いずれか低い額が上限額となります。

上乗せ給付要件

○各月の初日に市内に住民登録があり、在住している子ども

○保護者の労働又は疾病等の理由によりその児童の保育を必要としており、次のいずれかの施設を利用する。

①認証保育所・・・毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。

②市内家庭福祉員・・・毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。

③上記のほか、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設に毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。

※指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設は、市へお問合せいただくか、東京都のHPに掲載されている認可外保育施設一覧をご確認ください。

(4) 請求方法

市HPをご参照ください。

(右記の二次元コードを読み取ってください。)



(5) 交付時期 (予定)

利用月	請求書提出期間	支払時期
4月～9月	9月中旬～10月中旬	11月頃
10月～3月	3月中旬～4月中旬	5月頃

※1 無償化給付の請求期限は、施設利用の保育料が決定する翌月から2年となります。

※2 上乗せ給付の請求期限は、上記請求書提出期間となります。

その他

●福祉オンブズマン制度

(1)福祉オンブズマン制度とは

市長から権限を与えられた2人のオンブズマンが、第三者的機関として、福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正かつ中立な立場で調査し、解決にあたる制度です。

(2)どんなときに利用するのか

市が実施又は関与する福祉サービス全般について、内容等が納得できない、直接苦情を言いにくいなどの場合に、苦情等の申し立てや相談をすることができます。

(3)苦情等を申し立てた後はどうなるのか

福祉オンブズマンが苦情等を受けると、市や関係者から事情を聞くなど、調査、審査等を行います。この結果、苦情等に理由があると認められるときは、市長に対して、サービスの見直しを勧告したり、制度を改めるよう意見表明します。

市の機関は、福祉オンブズマンからの勧告や意見表明があった場合には、これを尊重して、これらに対する是正などの措置について福祉オンブズマンに報告しなければなりません。

(4)福祉オンブズマン

藤崎 太郎（弁護士）、三浦 希美（弁護士）

(5)問合せ先

小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局（小金井市役所第二庁舎8階）

電話・FAX 042-383-1225

子どもオンブズパーソン（子どもの権利救済機関）

小金井市子どもオンブズパーソンは、「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置された独立性のある子どものための相談・救済機関です。

子どもの気持ちを尊重し、子どもとともに一番良い方法を考えていくことを通じて、子ども自身が「もう大丈夫」と思えるようになること、自ら課題を解決できるようになることを大切にしながら相談者や関係者と向き合います。

相談・支援で解決しない場合は、子どもの最善の利益を第一に考慮し、救済の申し立て等により関係機関等に対し調査、調整を行ったり、協力や改善を求めたりすることができます。

あわせて子ども権利に関する普及啓発を行うことなどを通じて、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを目指します。



こちらもおご覧ください

相談してね!

会って・電話で
フリーダイヤル(子ども専用)
0120-770-977
受付時間 042-388-4370
(相談できる曜日・時間) (休日、祝日、年末年始は休業)

メールで
専用入力フォームから相談できるよ

手紙で いつでも
〒184-0012
あて先 小金井市中町3-9-10 Costa4階
子どもオンブズパーソンあて

どんなことでもいいよ 秘密を守るよ お金はかからないよ



ごぞんじですか？ 小金井市「子どもの権利に関する条例」

小金井市イメージキャラクター こきんちゃん
©Studio Ghibli



市立保育園の定員等について

※ 市立保育園への入所（転園）を希望する方は必ずお読みください。

市は、令和7年8月に、市立保育園の果たすべき新たな役割等を定めた「小金井市立保育園の在り方に関する方針」を策定しました。方針では、市立保育園の4つの役割を定め、役割実現のために保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、現状5園ある市立保育園を3園体制にするとしています。

市立保育園の入所（転園）申請にあたっては、以下をご確認の上ご申請ください。

(1) 市立保育園の保育定員の見直しについて

〇くりのみ保育園・さくら保育園の保育定員

クラス年齢							(単位：人)	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
くりのみ保育園	令和7年度	0	0	0	24	24	24	72
	令和8年度	0	0	0	0	24	24	48
	令和9年度	0	0	0	0	0	24	24
さくら保育園	令和7年度	0	0	12	24	24	24	84
	令和8年度	0	0	0	24	24	24	72
	令和9年度	0	0	0	0	24	24	48
	令和10年度	0	0	0	0	0	24	24

くりのみ保育園は令和9年度末（R10.3.31）に、さくら保育園は令和10年度末（R11.3.31）に閉園になります。

〇わかたけ保育園・小金井保育園・けやき保育園の保育定員

クラス年齢							(単位：人)	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
わかたけ保育園	令和7年度	9	12	14	21	21	24	101
	令和8年度	6	12	14	16	21	21	90
	令和9年度	6	12	14	16	16	21	85
	令和10年度	6	10	12	16	16	16	76
	令和11年度	6	10	12	14	16	16	74
	令和12年度	6	10	12	14	14	16	72
	令和13年度	6	10	12	14	14	14	70
小金井保育園	令和7年度	9	14	18	20	20	27	108
	令和8年度	6	12	14	18	20	20	90
	令和9年度	6	12	14	16	18	20	86
	令和10年度	6	10	12	16	16	18	78
	令和11年度	6	10	12	14	16	16	74
	令和12年度	6	10	12	14	14	16	72
けやき保育園	令和13年度	6	10	12	14	14	14	70
	令和7年度	9	18	24	24	24	27	126
	令和8年度	6	15	20	24	24	24	113
	令和9年度	6	12	18	20	24	24	104
	令和10年度	6	12	14	18	20	24	94
	令和11年度	6	10	14	16	18	20	84
	令和12年度	6	10	12	14	16	18	76
令和13年度	6	10	12	14	14	16	72	
令和14年度	6	10	12	14	14	14	70	

わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園は段階的に定員を縮小し、最終的にそれぞれ70人定員となります。

(2) 市立保育園の保育方法について

令和7年10月現在、小金井保育園では年齢別保育を、小金井保育園以外の市立保育園4園では異年齢保育（※）を実施していますが、小金井保育園においても令和11年度より異年齢保育を実施します。

※ 異年齢保育とは：同年齢でクラスを分けるのではなく、異なる年齢の子どもたちが一緒に生活や遊びを行う保育方法。小金井市では3歳児クラスから5歳児クラスの異年齢保育を行っています。

- ・ 入所申請時の利用調整の基準については、P23、P24をご参照ください。
- ・ 各園の募集数については市HPにて公表している募集数をご確認ください。

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」及び方針の策定に伴う市立保育園における各種取組等の詳細については市HPをご覧ください。（下記の二次元コードを読み取ってください。）

「小金井市立保育園の在り方に関する方針」



「小金井市立保育園の在り方に関する方針」の策定に伴う取組

